

ODAの不正腐敗事件の再発防止のための検討会提言フォローアップ結果

要約	検討会提言	フォローアップ結果	詳細情報	
(1)外務省、JICA				
①企業に対する措置規定の強化				
反復に係る措置期間の延長	<p>外務省及びJICAでは、「日本国の無償資金協力事業において不正行為を行った企業に対する措置要領」及び「独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業において不正行為等に関与した者に対する措置規程」、「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」に沿って、入札参加停止又は契約を受注することを認めないとする措置を講じている。この規程においては、極めて悪質な事由がある場合又は極めて重大な結果を生じさせた場合には、定められている措置期間を2倍に延長することが出来るとされているが、不正腐敗行為を反復した企業に対して、2倍以上の措置期間とすることが出来るような措置規程の改正を提案する。</p>	<p>●措置規程(要領)の見直しに向け、改定案の意見募集を実施。 ●改定により不正腐敗行為等を反復した場合や外国公務員への贈賄に係る措置期間を強化。</p>	<p>外務省における措置規程等について、改定案への意見募集も踏まえつつ、以下の内容からなる改定を実施し、強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不正腐敗行為等を反復した場合の措置の規定を新設し、措置の最短期間を2倍(外国公務員への贈賄の場合は2.5倍)とする。(なお、長期についてははもとと悪質な事由がある場合等に2倍とする特例規定あり) ●外国公務員への贈賄に係る措置期間を最長2年から3年とする <p>また、JICA措置規程についても、改定を実施し、今年度中を目処に公表予定。</p>	
贈賄に係る措置期間の延長	<p>現在の措置規程では、贈賄に対する措置期間が、最長2年となっているが、これを延長することを提案する。具体的には、現在、「独占禁止法違反」「談合」を措置要件としたものに対して、最長3年の措置期間を取れることとなっており、これに合わせることも検討すべきである。</p>			
②不正情報受付窓口の活用				
不正情報受付窓口の広報	<p>本制度は、外務本省(国際協力局政策課)に、不正情報受付窓口を設置するとともに、JICA本部、在外公館、JICA現地事務所においても同様の窓口を設置し、情報提供があった場合には本省に通報することによって、不正情報を一元的に把握するものである。本省のみならず、JICA本部、在外公館、JICA現地事務所においても窓口が設置されていることについて、改めて外務省・JICAが広報を行い、日本企業に周知徹底を図る必要があると考えられる。</p>	<p>●企業、NGOとの意見交換会や、海外における現地日本企業の商工会意見交換会などを通じ、不正情報受付窓口についての広報を行った。 ●企業、NGOに対し、ODAにおける不正腐敗の情報を一元的に把握し、必要ある場合には相手国政府へ適切に通報する等の情報の取り扱いを制度化していることその他、外務省国際協力局政策課、在外公館、JICA本部及び現地事務所にて不正腐敗情報窓口を設置し、情報提供があった場合には外務省に通報することで、不正腐敗情報を一元的に把握している旨報告。 ●在外公館が実施した意見交換会において、参加企業からは、問題発生時には安心して大使館に相談が出来ることが分かり、大変有益であったなどの意見が出された。</p>	<p>●以下のとおり対企業、NGOとの会合において広報を実施。</p> <p>【企業】 平成21年 9月17日 円借款の迅速化に関する産業界ヒアリング 9月18日 円借款の迅速化に関する産業界ヒアリング 11月4日 ECFA意見交換会 11月9日 JICA—日本貿易懇談会 11月21日 JICA—コンサルタント勉強会 12月22日 第四回国際コンサルタント懇談会 12月24日 JICA—OCAJI意見交換会</p> <p>【NGO】 平成21年 9月15日 外務省NGO連携推進協議会 10月28日 円借款の迅速化に関するNGO意見交換会 12月4日 NGO—ODA政策協議会(福岡)</p> <p>【在外公館】 対象公館61公館にて企業等との意見交換を実施。</p>	<p>各会合における参加団体及び参加人数</p> <p>【企業】 (社)海外建設協会、(社)日本貿易会 7名 (社)海外コンサルティング企業協会、(社)日本プラント協会 6名 コンサルタント 5名 商社 20名 コンサルタント 20名 コンサルタント 12名 建設会社 17名</p> <p>【NGO】 NGO、オブザーバー(財団法人等) 28名 NGO 6名 NGO 24名</p> <p>【在外公館】 計約200社参加</p>

要約	検討会提言	フォローアップ結果	詳細情報
定型フォームの作成	<p>また、不正情報受付窓口は、平成21年3月の運用開始から半年程度経過したが、この間に寄せられた情報は精度・信憑性等が様々とのことであり、制度をより効果的に活用するためには情報の精度を上げる必要があると考えられる。このためには、情報提供時に提供に必要な項目を提供者が分かるように、最低限必要項目を予め示すことを提案する。具体的には、情報提供者の名前、連絡先、不正の内容等、必要な情報を予め定型フォームにまとめて、ODAHP の不正情報受付窓口に掲載するのが適当であろう。その際、社名を特定するような情報は一切開示しないよう留意する。</p>	<p>●提言内容の通り、不正情報提供者の必要項目(名前、連絡先、不正内容)を定型フォームにまとめ、外務省及びJICAのHPに掲載した。</p>	<p>●外務省のHPに、不正情報受付窓口のバナーと共に定型フォームのアップを完了(平成21年12月)。 ●JICAのHPにも、トップページに不正情報受付窓口のバナーを設置すると共に、定型フォームの設置を完了(平成22年4月)。</p> <p>(参考)不正腐敗情報受付窓口 外務省: https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/ JICA: https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php</p>
情報提供者の保護	<p>同時に関係団体からのヒアリングでは、企業が提供した情報の対象者からの報復等について、不安の声も聞かれたことから、情報提供者が不利益を被らないことを確保する必要がある。企業側は、相手国から不当な要求を受けたと不正情報受付窓口に通報し、外務省・大使館が当該通報に基づいてそのまま当該国関係者に申入れを行う場合、情報提供源が容易に特定され、その後のビジネスにおいて何らかの不利益を被るのではないかと懸念を有している。こうした懸念に対しては、既に交換公文(E/N)や円借款の借款契約(基本約定、GTC)において情報提供者が不当な扱いを受けないよう規定しているが、通報制度を十分機能させるためにも、関係団体に改めてこうした対策を説明し理解を求めると同時に、相手国が不当な扱いを行う場合には政府が断固たる措置をとることが必要である。</p>	<p>●企業、NGO、在外公館(現地日本企業)に対し、不正についての情報提供者がその後のビジネスにおいて何らかの不利益を被るのではないかと懸念については、既に交換公文(E/N)や円借款の借款契約(基本約定)において情報提供者が不当な扱いを受けないように規定しており、相手国が不当な扱いを行う場合には政府が断固たる措置をとることとしている旨広報。</p> <p>●政府間協議において、平成21年4月に導入された、不正腐敗に関連した情報取扱い体制の確立や、事後監査の拡充などの改善策の着実な実施の他、ODA予算の適正な利用について留意するよう説明を行った。</p> <p>●相手国政府に対し、E/N上における情報提供者の保護の確保に努めた。</p>	<p>●上記「不正情報受付窓口の広報」欄記載の【企業】、【NGO】、【在外公館】に加え、以下【政府間協議】にて説明・広報を実施。</p> <p>【政府間協議】 (不正腐敗防止についての留意を促した例) 平成21年 10月14～15日 インドネシア「円借款年次協議」 10月27日 インド「第3回拡大現地ODAタスクフォース」 11月19日 フィリピン「円借款政府間協議」 12月21～22日 ラオス、カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー「日メコン女性議員会議」 平成22年 2月8日 ボリビア「第3回拡大現地ODAタスクフォース」 6月8日 カンボジア「経済協力政策協議」 6月10日 タンザニア「第6回拡大現地ODAタスクフォース」 7月15日 セネガル「第2回拡大現地ODAタスクフォース」 7月20日 ベトナム「2010年度前期政策協議」 7月28日 東ティモール「経済協力政策協議」 9月28日 インド「第4回日印ハイレベル経済協力政策協議」</p>
③JICA による選定・契約への積極的な関与			
外部専門家派遣の強化	<p>PCI 事件後に、大口のコンサルタント契約について、JICA が技術指導のための外部専門家を相手国に派遣する措置を導入したところであるが、今後も必要に応じて、本措置を強化し、JICA が選定・契約過程において、より積極的に関与していくことが望まれる。具体的な対応は、今後JICA において、各国の状況を踏まえつつ検討すべきである。</p>	<p>●平成21年2月公表の「日越ODA腐敗防止合同委員会報告書」を受けて、10億円以上のコンサルタント契約や、従来から実施していた本邦技術活用条件(STEP)適用案件のコンサルタント契約に加え、円借款受入が初めてとなる実施機関等に対する調達関連の外部専門家派遣を拡充し、相手国によるコンサルタント雇用の支援強化を図っている。</p>	<p>●平成21年度は、計19カ国58案件を対象として、専門家・調査等を実施。(平成20年度は計14カ国57案件の実績) ※なお、実績は調査の対象案件数で集計。</p> <p>(参考)平成21年度実績 イラク、インド、インドネシア、ケニア、ベトナム等 計19カ国</p>
④大使館・JICA 現地事務所の積極的な関与			
企業との意見交換会の実施	<p>大使館・JICA 現地事務所は、ODA 事業に係る企業からの相談に対して、積極的に対処すべきである。国によって事情は様々であるものの、定期的に当該国に進出している企業との意見交換会(あるいは相談会)の場を設け、大使・次席職員や経済班・経済協力班の職員が中心となって、日本企業をサポートする体制を作ることが重要である。</p>	<p>●日本企業が経済活動を行う上で障害になっている事項についての状況の把握や、ODA事業の不正腐敗に関する企業からの相談に対して、企業が安心して相談できるよう、情報の秘匿について十分配慮しつつ、積極的な対応を行うよう在外公館に対し要請し、日本企業をサポート体制を確立した。</p>	<p>●上記「不正情報受付窓口の広報」欄記載の【在外公館】のとおり、対象公館61公館にて企業等との意見交換を実施。 ●昨年2月にJICAも全在外事務所に対して、任国及び兼轄国における大使館の要請に応じ、日本企業を支援をするよう通知。</p>

要約	検討会提言	フォローアップ結果	詳細情報
不正要求抑止のための先方政府への注意喚起	相手国政府に対して、日本は官民で頻繁に情報交換を行っており、日本企業の背後には日本政府が存在することを印象付けることは重要である。その観点から大使館・JICA 現地事務所は現地の日本商工会との関係を一層強化し、日本企業が経済活動を推進する上で障害になっている事項について状況を、適時にかつ適切に把握するとともに、政府間交渉等の場を通じて相手国政府に注意喚起等を行うことによって、相手国政府職員が日本企業に対し不当な要求を行うことを抑止するようにすべきである。	<p>●相手国政府から日本企業が不当な要求を受けた場合には、政府から相手国政府に注意喚起する用意があるので、在外公館に情報提供するよう日本企業に対して要請。</p> <p>●政府間協議にて相手国政府に対し、ODA事業に関する不正腐敗再発防止策の協力を要請するとともに不正要求防止のための注意を喚起した。</p>	<p>●上記「不正情報受付窓口の広報」欄記載の【在外公館】のとおり、対象公館61公館にて企業等との意見交換を実施。</p> <p>●昨年2月にJICAも全在外事務所に対して、任国及び兼轄国における大使館の要請に応じ、支援をするよう通知。</p> <p>●上記「情報提供者の保護」欄記載の【政府間協議】にて、平成21年4月に発表したODA事業に関する不正腐敗防止改善策への協力要請を行った他、不正要求防止のための注意喚起を実施。</p> <p>(参考) 円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f_boshi/090401.html</p>
⑤案件モニタリングの強化			
外部専門家派遣の強化	プロジェクトの実施を継続的にモニタリングする体制の一層の充実を図るため、JICA 現地事務所の人的拡充を検討するとともに、その人的制約を補完すべく、外部専門家の派遣を検討する。外部専門家の派遣は、プロジェクトサイトの実査も含め、事業が資金の出し手が考えているとおりに進んでいるかチェックを行うとともに、その進捗を支援することを目的とするものである	●プロジェクトの実施を継続的にモニタリングする体制の一層の充実等を図るため、在外事務所によるモニタリングに加え、外部専門家を派遣し、プロジェクトサイトの実査も含め、事業の進捗のチェックを行うと共に、その進捗の支援等を実施。	<p>●平成21年度は、計29カ国312案件を対象として、専門家・調査等を実施。(平成20年度は計18カ国230案件の実績) ※なお、実績は調査の対象案件数で集計。</p> <p>(参考) 平成21年度実績 イラク、インド、インドネシア、ケニア、ベトナム等 計29カ国</p>
(2)企業に対する方策			
①コンプライアンスを高めるための方策			
業界関係者との懇談会の実施	外務省及びJICA では、既に定期的に業界関係者との懇談の機会を有しているのだが、そうした場も活用して、企業に対してコンプライアンスの取組強化を継続的に訴えていくことが必要である。	●ODA事業に参加している企業に対し、談合や贈収賄などの不正腐敗防止に努めコンプライアンスに引き続き取り組むよう要請。	●上記「不正情報受付窓口の広報」欄記載の【企業】、【在外公館】にて、コンプライアンスの取組強化について広報を実施。
不正腐敗対応のルール作り	企業のコンプライアンスとの関連で、不正行為等の要求を受けた場合、政府と企業の連携が重要である。また、企業は行動規範の中で、どのような事態・段階で、企業として、不正情報受付窓口への通報、外務省・JICA への関与を求めるかについてもルールを定めておくべきである。	●不正行為の要求を受けた場合、企業が行動規範の中で、どのような事態・段階で、企業として、不正情報窓口への通報、外務省・JICAへの関与を求めるかなどについてのマニュアルの作成をODA関連団体に依頼。	<p>●上記「不正情報受付窓口の広報」欄記載の【企業】にて、不正腐敗対応のルール作りについて広報を実施。</p> <p>●社団法人海外コンサルティング企業協会(ECFA)がコンプライアンス研究会を立ち上げ、行動規範(平成8年作成)の修正、コンプライアンスの取り組み強化の一環として全役員による「ECFA行動規範」の履行遵守に関する宣誓を実施。また、ほぼ全てのECFA会員企業において、倫理要綱・行動規範の策定、もしくはECFAの行動規範を活用した整備を実施済。</p> <p>(参考) ECFA HP http://www.ecfa.or.jp/japanese/index.html</p>
②企業の国際競争標準に対する認知度を高めるための方策			
契約約款に関するセミナーの開催	政府・JICA や業界団体は、日本企業を対象としたFIDICの契約約款等に関するセミナー等を開催し、契約に対する理解を深めることが必要である。	●ODA関連団体に対しFIDIC(International Federation of Consulting Engineers)の契約約款セミナー開催の実施を依頼。	●昨年2月、6月、8月、10月及び11月に社団法人海外コンサルタント企業協会(ECFA)により、コンサルタント及びコントラクターに関する海外プロジェクトの契約約款セミナーを実施。また、昨年12月には社団法人日本コンサルティング・エンジニア協会(AJCE)とECFAが共同で、契約約款セミナーを実施。

要約	検討会提言	フォローアップ結果	詳細情報
(3)相手国に対する方策			
①不正事案が起こった国へのODA 供与方針			
不正腐敗ルールの周知、供与の一時停止	不正事案が発生した場合、該当契約部分に対する資金供与の停止や供与した資金の返還等のルールは既に確立しているが、改めて相手国に周知することが重要である。また、不正事案の程度によっては、ケース・バイ・ケースで当該国に対するODAの供与を一時的に停止することも引き続き考慮することが必要である。	●政府間協議において右のとおり不正腐敗に関するルールの周知徹底を行った。	●上記「情報提供者の保護」欄記載の【政府間協議】にて、不正腐敗ルールの周知の他、不正の発生が相手国のガバナンスに対する疑念を生じさせるだけでなく、支援した案件の完遂を妨げ、ODA供与に大きな影響を与える旨広報・説明を実施。
②ガバナンス強化に向けた方策			
公共調達・不正腐敗防止に関する法制度整備支援	開発途上国のガバナンス強化は一朝一夕で達成されるものではなく、地道な取組が必要とされるものである。これまでの法制度整備支援は、基本法及び経済法を中心とした、途上国の法律策定及び運用支援を主としてきたが、今後は公共調達制度の改善等、不正腐敗防止のための法制度の整備等に対する支援も検討すべきである。	●基本法及び経済法を中心とした、途上国の法律策定及び運用支援に加え、刑事訴訟法や行政手続法等の法制度整備、会計検査院の能力向上や公共事業管理の改善等の司法・行政能力強化、その他不正腐敗再発防止に資する研修・技術協力プロジェクト等の支援を実施。	●平成21年度は技術協力プロジェクト、専門家、研修等を計27件実施。 (平成20年度は計23件の実績) ※なお、実績は案件数で集計。 (参考)平成21年度実績の事例 ベトナム:法・司法制度改革支援プロジェクト ラオス:公共投資プログラム運営監理強化プロジェクト
③キャパシティビルディングに向けた方策			
契約約款に関するセミナーの開催	企業に対する方策でも取り上げたとおり、FIDIC 契約約款等に関するセミナー等を開催し、相手国関係者に対して、契約に対する理解を深めてもらう取組みも重要である。	●国際建設プロジェクトの推進に必要な契約管理の実践的知識の習得を目的として、アジア地域の円借款借入国政府・実施機関職員等を対象としたFIDIC(International Federation of Consulting Engineers)の契約約款に関するセミナー等を実施。	●平成21年度は国際契約約款に係るセミナーを5件実施。 (平成20年度は1件の実績) ※なお、実績はセミナー開催件数で集計。 (参考)平成21年度実績の事例 タイ:アジア地域円借款国際契約マネジメント・セミナー ベトナム:国際建設契約マネジメント(ベトナム現地セミナー)
(4)国際的枠組みにおける取組み			
国際会合での話し合い	不正腐敗防止に関するルールは各国で異なっているため、ドナー国間で、ODAに関する不正腐敗防止について話し合うことが有益である。その際、日本がリーダーシップを発揮すべきである。	●DACガバナンスネットワーク(GOVNET)汚職対策タスクチーム会合にて、不正腐敗防止に関する取組みの経緯及び不正腐敗防止策の事例について紹介し、議論を提起。	●昨年2月26日にワシントンで行われたOECD開発援助委員会(GOVNET)汚職対策タスクチームにて、我が方より議題を提案し議論を行った。米、英、カナダ、ドイツ、フランス、ベルギー、ノルウェー、スウェーデン、世銀、OECD職員などが参加。